

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

ケアマネ

SAPPORO

2004.6.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第28号

「ケアマネジャーに期待する - 自立支援のためのケアプラン -」

株式会社千早ティー・スリー ケアプラン・コンサルタント 松本 博規

「自立」の捉え方はさまざまです。例えば、介護給付費用、認定の視点からいえば、「自立」は「非該当」という捉え方もできます。要介護1の利用者が要支援になった場合は、区分支給限度基準額、通所や短期入所サービスの費用単価は減少します。グループホーム及び入所サービスの利用はできなくなり、さらに「非該当」となれば介護給付費は支給されないということになります。

一方、常時おむつ使用者の方が、座位保持が可能となりポータブルトイレへ移乗介助を行えば排泄は自立となった場合、介護者の家族によっては「移乗介助など全く必要がないようになり自分だけで排泄ができなければ自立したことにはならない」、あるいは「おむつ交換の方が介護する側からすれば介護の負担が軽いので寝たきりのままの方が良い」と判断されることもあるでしょう。

「自立支援のためのケアプラン」を作成する場合、利用者の望む、そして「自立」と感じていただけるものが何であるのかが重要です。利用者の判断は変化し揺れ動くものであり、明確に定義するのは難しく、曖昧性が高いのは当たり前のことで、だからこそ介護サービスを提供する側との間でお互いにゴールを決めて、そこにたどり着く道順と方法、時間や費用などを、第三者が見ても分かりやすくするために文章にする必要があります。それらを分かりやすく整理、説明し、利用者の理解と納得、同意を得るという意味からもケアプランは重要になります。

居宅サービスの中で最も利用の人数、回数、費用も多いのが訪問介護サービスです。その訪問介護サービス利用に関するケアプランのニーズや援助目標の記載には、「生活の質(QOL)の向上」、「その人らしい居宅生活」、「残存能力の活用」、「できることはやってみよう」などの表現が多くみられます。しかし、実際は家事(生活)援助や入浴介助などの身体介護で、利用者が「できないことを利用者が行えるようになる」ことではなく、「できないことをホームヘルパーが行なう」ことになっていないでしょうか。もちろん、全てのできないことができるようになるということは現実的ではなく、実際はできていたことが、徐々にできなくなってくるというのが現実です。したがって、①要介護状態を悪化させるリスクを回避する、②生活環境を整備する(衣食住も含めた総合的な快適な生活環境づくり)、③利用者や介護者などが共に次の目標を目指す意欲につながる成果(効果)をだす、というケアプランを作成すべきです。

具体的には、難しく考え過ぎないことです。例えば、食事づくりでホームヘルパーが材料を切っておくだけで、鍋に入れて味付けなどは利用者が行なうことや、調理の仕方を聞きながら一緒につくったり、味見をお願いしたりなど、利用者の最初の1歩が出やすい内容であれば、次の2歩目につながります。達成感などは生活の意欲につながり、利用者が「できないと思っていたことができるようになった」という自立支援を実感していただけるのではないのでしょうか。

札幌市からの情報提供

高額サービス費請求手続の助言にご協力を

介護保険サービスを利用したときは、その総費用の1割を自己負担していただきます。

ただし、介護保険サービス利用者の自己負担額が下表の『自己負担上限額』を超える場合については、高額サービス費を支給する制度があります。

高額サービス費の区分	自己負担上限額
下記以外の方	37,200円
世帯全員が市民税非課税の方	24,600円
生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方	15,000円
※上記区分が不明なときは、利用者本人または家族に対して、区役所保健福祉サービス課に相談するよう、助言をお願いします。	

高額サービス費を受給する恩典を受けるためには、利用者からの申請が必須条件となっています。

札幌市では、機会があるたびに高額サービス費をはじめ、介護保険制度の仕組みについて積極的にPRを行っ

ているところでありますが、2年以上遡及する高額サービス費の請求が散見され、その請求権の一部が時効により消滅しているため、高額サービス費を満額受け取れないケースがみられます。

ケアマネジャーの皆様は、サービス利用票別表の作成を通じて、介護保険サービス利用者の自己負担額について詳細に把握することが可能であります。

利用者負担額が高額サービス費の対象になると見込まれる方については、利用者やそのご家族に、高額サー

ビス費の支給申請に対する適切な助言をいただけますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、訪問介護を支給限度額まで利用した場合の高額サービス費の支給の可否は下表のとおりですので、参考にしてください。

	支給限度基準額 (単位)	費用額 (円)	保険給付額 (円)	自己負担額 (円)	自己負担上限額(円)		
					15,000	24,600	37,200
要支援	6,150	62,607	56,346	6,261	×	×	×
要介護1	16,580	168,784	151,905	16,879	○	×	×
要介護2	19,480	198,306	178,475	19,831	○	×	×
要介護3	26,750	272,315	245,083	27,232	○	○	×
要介護4	30,600	311,508	280,357	31,151	○	○	×
要介護5	35,830	364,749	328,274	36,475	○	○	×

高額サービス費の対象とならない費用

- 福祉用具購入費や住宅改修費
- 施設入所者の食費や日常生活費等
- 支給限度額を超えて利用したサービスや介護保険の給付対象外となるサービス

高額サービス費の支給申請に必要な書類

- 高額介護（居宅支援）サービス費支給申請書
- 領収証（被保険者本人あてのもの）
- 介護保険被保険者証
- 被保険者本人の銀行口座の確認できるもの。（郵便局は不可）

世帯合算の制度もあります！

同一世帯に介護保険サービスを利用している方が2人以上いる場合

介護保険サービスの自己負担額が、1人ずつでは自己負担上限額を超えない場合でも、同一世帯に属する介護保険サービスを利用している方々の自己負担額の合計が世帯自己負担上限額（個人の自己負担上限額と異なる場合があります。）を超える場合は、その超える部分が下表のとおり高額サービス費として支給されます。

申請は、世帯合算の対象になる方それぞれに必要なとなります。（原則として同時申請。）

また、世帯合算は必ずしも在宅サービスを受けている方に限られるものではなく、例えば夫が施設に入所、妻が在宅サービス利用といった場合でも、住民登録上の世帯が同一であれば世帯合算の対象となりますので、家族状況の把握にも配慮願います。

ただし、この場合は施設に入所されている方の高額サービス費は代理受領の対象とならず、個人での申請になりますのでご注意ください。

【参考】世帯合算 高額サービス費の計算例

（単位：円）

世帯種別	世帯構成	1割負担額	世帯上限額	要介護者ごとの負担上限	高額サービス費
低所得者等以外	要介護者A	30,000	37,200	$37,200 \times 30,000 \div 45,000 = 24,800$	$30,000 - 24,800 = \underline{5,200}$
	要介護者B	15,000		$37,200 \times 15,000 \div 45,000 = 12,400$	$15,000 - 12,400 = \underline{2,600}$
市町村民税世帯非課税	要介護者A	30,000	24,600	$24,600 \times 30,000 \div 36,000 = 20,500$	$30,000 - 20,500 = \underline{9,500}$
	要介護者B	6,000		$24,600 \times 6,000 \div 36,000 = 4,100$	$6,000 - 4,100 = \underline{1,900}$
市町村民税世帯非課税 (Aは老福受給)	要介護者A	30,000	24,600	$24,600 \times 30,000 \div 40,000 = 18,450 > 15,000 \rightarrow 15,000$	$30,000 - 15,000 = \underline{15,000}$
	要介護者B	10,000		$24,600 \times 10,000 \div 40,000 = 6,150$	$10,000 - 6,150 = \underline{3,850}$
市町村民税世帯非課税 (Aは老福受給)	要介護者A	20,000	24,600	$24,600 \times 20,000 \div 40,000 = 12,300 < 15,000 \rightarrow 12,300$	$20,000 - 12,300 = \underline{7,700}$
	要介護者B	20,000		$24,600 \times 20,000 \div 40,000 = 12,300$	$20,000 - 12,300 = \underline{7,700}$

※ 〃部分、高額サービス費としてそれぞれに支給します。

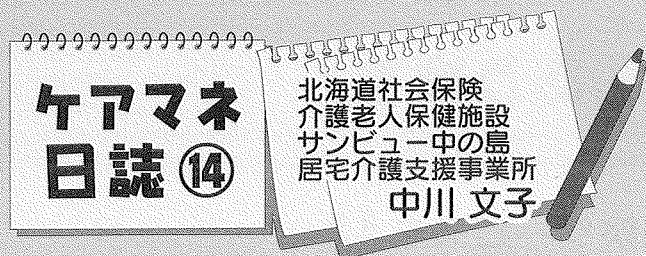


高額サービス費の申請があっても、サービスを提供した事業者を支払われる介護報酬の審査が完了しなければ実際に提供された実績を確定できないため、サービス利用月から支給までは3~4か月ほど時間を要します。

このため、札幌市では、1か月の自己負担額が上限

額を超える見込みがあり、その自己負担を全額負担することが困難である方に対する高額サービス費資金貸付制度を設けています。

利用者からの相談があった場合は、区役所保健福祉サービス課への相談を助言いただくよう、ご協力をお願いいたします。



私共の事業所は、施設に併設されている関係上ケアマネの依頼はいろいろなところからあります。病院や老人保健施設から退院、退所後の依頼、在宅介護支援センター併設のため、民生委員、福まち、地域住民から通報のような形での依頼、また、利用者ご本人、ご家族から直接「要介護認定を申請し、要介護度が認定されたが、これからどのようにサービスを受けたら良いか分からない」「同封されてきた一覧をみて近いので問い合わせしてみた」また、「以前社会保険病院に入院していたので是非そちらでお願いできないか」など。

当事業所は、専任ではなく、兼務体制の中でケアマネの業務を行なっているので、引き受けたくても業務量の関係からできない現実があります。特に昨年4月の介護報酬改正から減額にかかわる規定が厳しくなり、ケアマネの業務量が増えたため、いつもカレンダーを眺め、時間との戦いの毎日です。

そのため他事業所からの依頼の問い合わせについては、申し訳ないが当方の実状をご理解いただいております。ただ、ご本人、ご家族からの依頼については、お話をお聞きする中で利用するサービスに結びつくところをご紹介したり、緊急度が高く、サービス導入を早急にされる方については、事業所内で検討をしてお引き受けしています。

今年に入ってから何件か新規のケースを受けていますが、自宅を訪問してみると、介護保険サー

ビスの利用方法がわからず、家族が大変な中で在宅介護をしているところに出会います。

サービス導入後、3ヶ月位でなくなられたTさんもそんな中の一人でした。病気が悪化し子供の近くにと長年住んでいた他市から半年まえに札幌に転入してきました。誰にも迷惑はかけたくないと札幌でも独居生活を通しておりました。救急車で入退院を何度も繰り返しながらも在宅の意向は変わらず、子供さんやお孫さんの訪問を楽しみに暮らしていました。ADLの低下が著しくなり、見かねた子供さんが福祉用具の購入を業者に依頼してはじめて介護保険の制度が利用できることを知り要介護認定の申請に結びつきました。お孫さんからの依頼で、同僚と訪問し即日サービスの調整を行いました。介護用ベッドのレンタルとポータブルトイレを福祉用具業者に依頼し、主治医を訪問し在宅での様子を伝え訪問看護師が入ることについて相談を行ないました。僅かながら、在宅で安全に、安心して暮らせるお手伝いができました。再度食事が取れなくなって入院した後も「在宅へ戻りたい」との本人の意向を家族も受け入れ、同僚の医療職のケアマネが何度も入院先の病院を訪問し、細やかな調整を行なって在宅の準備をしていた矢先に訃報が入りました。私たちとはほんの短い関わりではありましたが、Tさんのお人柄から多くの事を学ばせていただきました。

今後、今まで以上に病院の在院日数が短縮されている絡みの中で、在宅でのサービスを充分調整する前に退院してくる利用者さんが増えてくる事が予想されます。依頼に答えたいという気持ちと現状ではできないという現実で日々揺れています。

ユニットケアの現状について

特別養護老人ホームコスモス苑事業部長 徳光 三千代

新規事業の開設はユニットケアでという方針が出され、コスモス苑が平成15年10月1日に開設されました。札幌市では初めての全室個室のユニットケアとなります。運営理念を「その人らしさを尊重し、安心して暮らせる施設を目指す」としています。地上4階地下1階の鉄筋コンクリート作りです。入居者数は60人で、1ユニットを10人とし、6ユニットあります。2～4階で2ユニットずつ管理します。各ユニットの介護度・ADL・痴呆程度などをおよそ均等にした結果、施設全体の介護度平均は3.35でスタートしました。どのユニットにも見守り援助すれば、事の役割を果たしていただけると思われる方を2～3人置き、この人達の影響を受けながら広い意味で大家族をイメージし、少しでも家庭的な温もりある生活を組み立てようと考えたからです。全国的に見ても分類する・しないは半数ずつ意見の別れる所で、どちらもメリット・デメリットがあるようです。介護福祉士21人、ホームヘルパー6人、看護師3人。1管理単位は職員10人（看護師含む）日中、早出・遅出が重なる昼時で5人となりますが、夜間は1フロア1人の夜勤になります。入所申し込み時点で、札幌市から出された入所優先度判定基準に基づいて優先度を付けて入所を決定したところ、車椅子の自力移動出来ない方も多くなりました。台所で家事援助できる方は意外と少なく、対応に頭を悩ましています。

食事 主食と汁物をユニットで盛り付けしている。副食は刻みやミキサー食もあり、厨房で盛り付けたものを提供している。個人の湯のみを使用し、洗浄は介助を受けながら自らユニット食堂で行っています。週に1度はユニット食堂でメン類を調理し、1ヶ月に1度は行事食をユニット食堂で入居者と調理している。鍋料理・にぎり寿司・おはぎ・焼きそば等徐々にレパートリーを拡大している。食事の時間は基本的に決まっているが、その方に合わせてゆっくりテーブルに着く方、集中力が散漫のため皆が食べ終わってからゆっくりいただく方、時間をかけて食べるために先出しする方等います。職員も一緒に食事を取るようになっています。

排泄 その方の排泄リズムに合わせる事を基本にしています。ほとんどの方はオムツか、パット使用で入居されましたが、すでに排泄リズムを把握できてオムツをはず

した方もいます。日中一応声かけ誘導はしていますが気持ちよい排泄・自尊心を傷つけない排泄ケアを目指しています。

入浴 入浴は最低1人週2回とし、日曜日を除く毎日を入浴日としている。夜間入浴はしていない。マンツーマン入浴法をとり誘導・入浴・着脱・帰宅まで一人の介護者が行う。一人に30～40分かかります。

趣味活動・リハビリ・レクリエーション 個人の興味・能力に応じてお誘いをしています。まだ十分とは言えず、ボランティアへの働きかけを行っています。平均年齢が85歳と高く体力的に余力がない状態なので日中に一定時間休息をとり、活動と休息のバランスを上手に組み合わせ無理のない生活リズムをその人なりに計画している。

ハード面 個室は平均15㎡で、どの部屋にも大きな窓があり十分な日差しを受けている。ベット・チェスト・洗面台を標準装備し入居者や面会のご家族がくつろぐ家具、冷蔵庫、電話、テレビ、絵、写真など自由に持ち込みを許している。入居者の個性に合わせて一番安心できる環境になっています。ご家族の面会がとても多く、長時間滞在していただいています。全室個室のデメリットが見えてきました。一人でいることが不安で、個室での時間を過ごすことが出来ない方は適応困難です。常時見守りなどの全介助を必要とする方がユニットに数人いたら、それだけに時間を取られユニット方式の特徴を生かすことが難しくなります。個室は死角が多く、危険認識を持ってない方の介護に課題も多い。個別対応を求められているので、従来型よりもマンパワーが必要となります。従来の特養では入居者の個別対応よりいかに効率良く業務を遂行するかがポイントの一つです。しかしユニットケアでは、どれだけ一人ひとりに向き合いその人の個性を尊重した生活の提供ができていくかが求められます。1単位は小さい集団ですので、職員個々の力量も重要な要素です。反面手ごたえも確実になります。ユニットケア方式はユニット単位で目標を持ち主体的に生活支援を進めていくこととしていますが、施設全体として横の協力体制を確保して行くのが課題となります。まだまだ課題が沢山ありますが、あせらず一歩ずつ前進を目指して行きます。

区支部の活動紹介 1

西区支部

西区支部は、会員数83名（4月15日現在）で、奇数月の第3火曜日に開催を予定しています。西区の特徴は、役員の職種が多種多様で、医師・保健師・看護師・管理栄養士・社会福祉士等職種間の壁を越えて取り組んでおります。又、今では全区に出来ましたが、医療・保健・福祉のネットワークとなっている在宅ケア連絡会の発祥でもあり、各種機関との連携を取りながら、出来るだけたくさんの方に、介護支援専門員についての理解を深めたり、認識を広めたりする研修内容を企画しています。

本年度の活動については、支部長をはじめとした役員体制の変更に伴い、本会の目的を再確認し取り組む事としました。基本的な考え方として、介護支援専門員同士が気軽にお話や相談ができ、学習等を通じて会員同士の資質向上につなげて行く事。それがサービス提供事業者や医療保険福祉の各種団体にまで広がっていただけるように考えています。

さし当たって昨年度との大きな違いは、西区支部

会員に向けた機関紙を発行します。

研修内容については、会員の皆様に行ったアンケートを元に年6回の研修会を企画しています。開催日は原則として奇数月の第3火曜日の18時30分から西区民センターにて行います。「資格はもっているけど、介護支援専門員業務をしていない方や自信がない方など、是非一度ご参加ください。特に7月20日（火）は、「新しいケアプランについての勉強会（ポジティブケアプラン）と・新人さんいらっしゃい？」という和やかな企画をしています。内容は本年4月以降の新しいケアプランの考え方を中心に本会会員によるわかりやすい？学習会があり、その後はお茶菓子をかこんで交流会を開催いたします。介護支援専門員同士が抱えている悩みなんかを気軽にお話いたしましょう。このような形であまり堅苦しくなく、それで生きた情報の交換が気軽にできる場所を目指して行きます。

（乙坂記）

手稲区支部

ある会議室の一室で…。

バタバタと時間ギリギリに役員会に駆け込むのは決まって支部長の私である。

定例会の開催は今年も偶数月。「やっぱり旬の情報が欲しいよね」、「事例検討はあちこちでやってるし、人も集まらないし…」、「ポジティブプランって知ってる？」と様々な話題が飛び交う。

介護保険も4年目を迎え、ケアマネジャーもピギナーからスペシャリストまで多様なニーズに変化してきている。

しかしやっぱり共有したいのが新情報。正しい改正内容への理解。利用者にして自分の仕事に責任がもてる様に…。

去年度の手稲区支部の会員数は87名。「この人達が一同に会したらすごい総会になるね」と話していたが集まったのは24名。昨年の定例会も20～45名

の参加者があり役員一同まああの参加人数と思っている。知識を共有しつつ利用者の「生活」や「自立」を支援する為対人援助の専門家としての力量も高めなければならない。

ビール片手に口角泡を飛ばし「手稲区ケアマネ朝迄討論」なんて企画もおもしろいと思いつつ、若き頃の思い出を回想している。

ケアプランがポジティブプランになった様に、私達ケアマネも「大変だ」から「〇〇ができる様になって喜びがある」ような姿勢になりたいものである。

「ていねっていいね」と思える街づくりの為にケアマネジャーも一翼を担っていると自負できる様に活動をつくっていきたい。

自分達の老後の為にも…。

（小野記）

研修情報

今、褥瘡ケアを見直そう!! 全体研修会

《目的》褥瘡についての理解を深め、介護支援専門員としての資質向上を図るために標記研修会を開催いたします。振るってご参加下さい。

《主催》札幌市介護支援専門員連絡協議会

《日時》平成16年7月27日(火) 18時30分～20時30分

《会場》札幌市社会福祉総合センター大研修室(4階)
(地下鉄東西線「西18丁目」駅下車 徒歩3分)

《参加対象》本会の会員。

《定員》300名(先着順)

《参加費》会員は無料。(非会員は、1,000円。)

《内容》

18:30～20:00 記念講演「褥瘡治療の基本的コンセプト」
ミレニア・ウンド・マネジメント社日本支社長 岡橋 伸浩 氏

ミレニア・ウンド・マネジメント社とは、本社は米国カルフォルニア州、ロサンゼルスにあり、メソジスト病院をはじめ、米国にて3カ所の創傷ケアセンターを展開しています。慢性難治性潰瘍の治癒率95%、切断回避率70%を維持しています。世界のエビデンスに基づいた独自のプロトコルの提供に加えて、難治性潰瘍に対する定期的な治療アドバイスをを行い、「あきらめない」創傷治療の実践を支援しています。

20:00～20:30 質疑応答

《申込方法》

6月30日(水)までに同封の申込書によりFAX等にて申し込み下さい。

《申込・問い合わせ先》

札幌市社会福祉協議会地域ケア係【担当 柏・東井】
札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階
☎612-6110 FAX613-5486

《その他》

会場の駐車場には限りがありますので、公共交通機関をお使い下さい。

コミュニティケアマネジメントin函館

《主催》コミュニティケアマネジメント研究会

《日時》7月3日(土) 13時30分～17時30分
7月4日(日) 9時30分～12時30分

《会場》函館大学

《内容》7月3日(土)

〈基調講演〉「コミュニティケアと介護サービスの未来」
国際医療福祉大学大学院教授 竹内 孝仁 氏

〈テーマ①〉「施設はコミュニティの核となりえるか」
座長:立正大学助教授 國光 登志子 氏

〈テーマ②〉「地域の中のグループホームの取組み」
座長:桃山学院大学教授 上野谷 加代子 氏

7月4日(日)

〈テーマ③〉「パワーリハ付き特養の実態と戦略」
座長:国際医療福祉大学大学院教授 竹内 孝仁 氏

〈総合討議〉「コミュニティケアと介護サービスの未来」
上野谷 加代子 氏、竹内 孝仁 氏、國光 登志子 氏

《参加費》本会会員は6,000円(北海道ケアマネジャー連絡協議会会員のため)1日目終了後に行う交流会に参加する人は、会費5,000円が必要です。

《申込方法》

下記から開催案内・申込書をお取り寄せの上、6月18日(金)までに申込下さい。

《問合せ先》

コミュニティケアマネジメント研究会in函館事務局・高田宛
FAX 01238-3-3546 [E-mail] nobu11@rose.ocn.ne.jp

成年後見制度活用講座

北海道社会福祉士会では、成年後見制度の普及、啓発を図り、制度の活用を進めるために標記講座を開催いたします。ふるってご参加ください。

《主催》北海道社会福祉士会

《日時》平成16年7月31日(土) 9時30分～16時20分

《会場》札幌市社会福祉総合センター 4階 大研修室
(札幌市中央区大通西19丁目1-1)

※駐車場に限りがありますので、公共交通機関をお使いください。

《参加対象》成年後見制度に関心のある方ならどなたでも参加できます。

《定員》200名(定員になり次第、締め切らせていただきます。)

《参加費》2,000円(テキスト代等。北海道社会福祉士会会員は1,000円)
※当日、受付でいただきます。昼食は各自でご用意ください。

《日程》

9:00	9:30	9:40	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	15:20	16:20
受付	挨拶	講義①	講義②	昼食	講義③	講義④	休憩	講義⑤	

《内容》

講義①「福祉サービスの利用と成年後見制度」(9:40～11:10)

北海道大学大学院法学研究科教授 倉田 聡 氏

講義②「成年後見制度の概要と申立状況、申立方法について」(11:10～12:10)

札幌家庭裁判所主任書記官 青木 仁 氏

講義③「地域福祉権利擁護事業と成年後見制度」(13:10～14:10)

北海道社会福祉士会「ばあとなあ北海道」運営委員 細谷 義江 氏
(札幌市地域福祉生活支援センター専門員)

講義④「成年後見人の職務と実際」(14:10～15:10)

北海道社会福祉士会会員

講義⑤「遺言書の作成について」(15:20～16:20)

札幌青年司法書士会 寺谷 紀久雄 氏

《申込方法》

同封の申込用紙を7月23日(金)までに下記宛てにFAX等にて送付下さい。

《申込・問い合わせ先》

北海道社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあ北海道」
札幌市北区北10条西4丁目1 SCビル2階
☎011-717-6886(月・水・金曜日) FAX011-717-6887

新・居宅サービス計画ガイドラインセミナー

《主催》全国社会福祉協議会

《日時》6月24日(木) 13時～17時

6月25日(金) 9時30分～16時30分

《会場》新横浜プリンスホテル(JR新横浜駅隣接)

《内容》6月24日(木)

〈行政説明〉「介護保険制度の動向とケアマネジメント」
厚生労働省老健局振興課(調整中)

〈講義〉「ケアマネジメントの質を高めるために」
大阪市立大学大学院教授 白澤 政和 氏

〈事例報告〉「事例を通して学ぶ、利用者の自立支援のためのケアプランの要点と実際」

花園大学社会福祉学部専任講師 福富 昌城 氏
大阪市立大学大学院教授 白澤 政和 氏

6月25日(金)

〈演習〉「新・居宅サービス計画ガイドラインを使ったアセスメントとケアプラン作成」

大阪人間科学大学助教授 奥西 栄介 氏

《参加費》10,000円

《定員》200名

《申込方法》

下記から申込書をお取り寄せの上、6月9日(水)までに申込下さい。

《申込先》

全国社会福祉協議会地域福祉部ガイドラインセミナー担当宛
FAX 03-3581-7858(申込者の氏名、電話・FAX番号を明記して下さい。)

掲示板コーナー

日時末尾に《※》が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

中央区支部定例会

日時▶6月21日(月)18時30分～《※》
会場▶札幌第一ホテル
テーマ▶シンポジウム形式による座談会
問い合わせ先▶中央区基幹型在宅介護支援センター
☎281-6113

北区支部定例会

日時▶①6月16日(水)18時30分～20時《※》
②7月21日(水)18時30分～20時《※》
会場▶北区民センター
テーマ▶①在宅生活の継続のための
リハビリテーション基礎知識
②事例検討(不適切事例)
問い合わせ先▶北区基幹型在宅介護支援センター
☎757-6113

東区支部定例会

日時▶7月14日(水)18時30分～《※》
会場▶東区民センター
テーマ▶精神疾患関連
問い合わせ先▶東区基幹型在宅介護支援センター
☎741-6401

白石区支部定例会

日時▶7月12日(月)18時30分～《※》
会場▶白石区民センター
テーマ▶高齢者虐待について
講師▶北海道医療大学看護福祉学部教授 石川 秀也 氏
問い合わせ先▶白石区基幹型在宅介護支援センター
☎861-6116

厚別区支部定例会

日時▶①6月 8日(火)18時30分～《※》
②7月13日(火)18時30分～《※》
会場▶厚別区民センター
テーマ▶①事例検討
②研修会
問い合わせ先▶厚別区基幹型在宅介護支援センター
☎895-6101

豊平区支部定例会

日時▶①6月10日(木)18時30分～20時《※》
②7月21日(水)18時30分～20時《※》
会場▶①豊平区民センター ②きたえーる
テーマ▶①対人援助技術
②市民向けフォーラム
講師▶①札幌デイケアセンター指導訓練課長 中野 英子 氏
問い合わせ先▶豊平区基幹型在宅介護支援センター
☎815-6108

清田区支部定例会

日時▶7月14日(水)18時30分～《※》
会場▶清田総合庁舎
テーマ▶ケアマネのメンタルヘルスケアについて
講師▶札幌市精神保健福祉センター所長 築島 健 氏
問い合わせ先▶清田区基幹型在宅介護支援センター
☎885-6109

南区支部定例会

日時▶7月13日(火)18時30分～《※》
会場▶南区民センター
テーマ▶居宅介護支援事業所実地指導を受けて
問い合わせ先▶南区基幹型在宅介護支援センター
☎582-6104

西区支部定例会

日時▶7月20日(火)18時30分～20時30分《※》
会場▶西区民センター
テーマ▶新しいケアプランの考え方ーポジティブケアプランー
講師▶札幌市在宅福祉サービス協会西相談センター所長 鈴木 紀子 氏
(研修会終了後、交流会「新人さんいらっしゃい」を行いますので、引き続きご参加下さい。)
問い合わせ先▶西区基幹型在宅介護支援センター
☎614-6105

手稲区支部定例会

日時▶6月9日(水)18時30分～20時30分《※》
会場▶手稲区民センター
テーマ▶ポジティブケアプランのポイント
講師▶慈啓会介護総合相談センター介護支援専門員 川島 志緒里 氏
問い合わせ先▶手稲区基幹型在宅介護支援センター
☎695-6113

編集後記

☆今年度初めての全体研修を開催します。テーマは褥瘡ケア。お忙しいでしょうが、多くの方の参加をお待ちしています。

☆新年度に入ったと思ったら、もう2カ月が経ちました。早いですね。ビールのおいしい夏が待ちどおしいですね。

☆この度、西区と手稲区支部でポジティブケアプランについての定例会が開催されます。

お時間のある方は是非参加してみてください。短期間でころころ変わるとケアマネジャーとしても混乱しちゃいますよね。

☆新年度に入ってから、新規の会員が急激に増えて、ついに会員が1,000人の大台に乗りました。ご報告まで。会費まだ払っていない方、早急をお願いします。
(志朗)